

## 社会福祉法人笠間市社会福祉協議会評議員選任・解任委員会運営規程

平成29年4月1日

規程第4号

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第7条第1項の規定に基づき評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という）の運営に関する事項について定める。

### (委員会の設置)

第2条 委員会は、本会の評議員の選任及び解任を行うための機関として設置する。

### (委員の構成)

第3条 委員会の委員の構成は、次のとおり4名とし、理事会が選任する。

(1) 監事 1名

(2) 事務局員 1名

(3) 外部委員 2名

2 外部委員は、次のいずれにも該当しない者とする。

(1) 本会の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となつた者も含む。）

### (委員の選任及び任期)

第4条 委員の選任及び解任は、理事会において行う。ただし、再任を妨げない。

2 委員の任期は、就任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

### (委員の欠員)

第5条 委員が欠けた場合には、速やかに新たな委員を選任しなければならない。

### (委員の解任)

第6条 委員が次のいずれかに該当するときは、委員会の決議によって、その委員を解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

### (委員の報酬等)

第7条 委員会の委員の報酬は、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

### (委員長)

第8条 委員会の委員長は、委員の互選とする。

2 前項の委員長は、委員会の議長となる。

### (招集)

第9条 委員会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 委員会の招集は、会議の開催日の1週間前までに各委員に対して書面で発しななければならない。
- 3 前項の書面による通知に代えて、委員の承認を得た電磁的方法により通知することができる。
- 4 前2項の規定にかかわらず、委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(評議員候補者の推薦及び解任の提案)

第10条 評議員選任候補者の推薦及び評議員の解任の提案は、評議員推薦規程に基づいて、理事会が行う。

(評議員の選任)

第11条 委員会は、理事会から本会の評議員として推薦された候補者について、次に掲げる事項の説明を受けた上で審議し、選任について決議を行う。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者と当法人及び役員等との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況
- (5) その他の評議員候補者に関する情報

(評議員の解任)

第12条 委員会は、理事会から提案された評議員の解任について、評議員として不適任と判断した理由の説明を受けたうえで審議し、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第13条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(議事録)

第14条 委員会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録は次に掲げる事項を内容とする。
  - (1) 委員会が開催された年月日及び場所
  - (2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果
  - (3) 委員会に出席した委員の氏名
- 3 委員長は、議事録に記名押印する。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

## 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。